

京都における弁護士襲撃事件についての理事長声明

2013年（平成25年）8月8日、京都弁護士会所属の弁護士が、路上で男性に襲撃され重傷を負う事件が発生した。

被疑者は、数年前に同弁護士に委任していた元依頼者であるが、既に委任関係は終了し、その後の接触はなかったということであり、逆恨みから犯行に及んだと思われる理不尽な事件である。

本事件は、諸状況から同弁護士の業務に関連してなされたものと認められ、被疑者の上記犯行は、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする弁護士に対して、その業務に関連し、理不尽にも暴力により攻撃を加えたものであり、断じて許すことはできない。

当連合会は、同弁護士が1日も早く回復されることをお祈りするとともに、このような理不尽で卑劣な暴力による弁護士業務への妨害行為に対して、断固抗議し、今後とも弁護士に対する攻撃や妨害に決してひるむことなく、弁護士の使命と役割を果たしていくことを誓うものである。

2013年（平成25年）8月23日

近畿弁護士会連合会

理事長 正木靖子